

京都市南区まちづくり推進会議開催要綱

(目的)

第1条 区民や様々な主体による「人と人との結びつき」や「活発なまちづくり活動」を基盤とした南区のまちづくり（以下「まちづくり」という。）を推進するため、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、「南区まちづくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の役割)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) まちづくりの推進に向けた行政機関や各種団体等との連携
- (2) まちづくりの推進に必要な事業についての検討及び調整
- (3) まちづくりを推進する事業のパートナーシップによる実施
- (4) まちづくりに係る計画の進行管理
- (5) その他まちづくりの推進に関すること

(委員)

第3条 委員は、南区のまちづくりを進める別表に掲げる団体に属する者のほか、南区長（以下「区長」という。）が適当と認める者のうちから、区長が依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 役員は、会長、副会長、幹事、監事及び顧問とする。

2 区長は、委員の意見を聴取し、委員のうちから会長を指名する。

3 会長は、会議を代表し、進行をつかさどる。

4 副会長、幹事及び監事は、委員の中から会長が推薦し、区長が依頼する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

6 幹事は、会議の運営に中心的な役割を担う。

7 監事は、計画の推進等について必要な意見・勧告を行う。

8 顧問は、区長とする。

9 顧問は、計画の推進等について報告を受け、必要な助言を行うことができる。

(会議の招集)

第6条 会議は、区長が招集する。

(幹事会)

第7条 幹事会は、第5条の役員で開催する。

2 幹事会は、区長が招集する。

(部会)

第8条 事業ごとに、部会を開催する。部会委員及び活動内容は、それぞれ別に定める。

(1) 南区地域福祉推進会議

(2) 南区人権文化推進会議

(3) 南区民ふれあい事業実行委員会

(4) 南区こころの健康を考える会

(5) 南区子ども連絡会

(6) 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」南区推進協議会

2 各部会を代表する委員は、委員の中から会長が推薦し、区長が依頼する。

3 各部会は、各部会を代表する委員が招集する。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、南区役所に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

(平成23年4月28日 一部改正)

(平成26年4月25日 一部改正)

(平成27年4月24日 一部改正)

(平成28年4月22日 一部改正)

(平成29年4月21日 一部改正)

(平成30年4月27日 一部改正)

(平成31年4月26日 一部改正)

(令和 3年9月 1日 一部改正)
(令和 6年4月 23日 一部改正)
(令和 7年4月 22日 一部改正)
(令和 8年4月 21日 一部改正)

別表 まちづくり推進会議の構成団体（第3条関係）

構 成 団 体
南区自治連合会（15学区）
南区市政協力委員連絡協議会
南区社会福祉協議会
南区体育振興会連合会
南民生児童委員会
南区地域女性連合会
南区すこやかクラブ連合会
南保健協議会連合会
南消防団
南区自主防災会連合会
京都府共同募金会南区共同募金会
南区赤十字奉仕団
南区文化協議会
南区交通安全推進連合会
南区保護司会
南少年補導委員会
南少年補導委員会久世支部
南防犯推進委員協議会
南防犯推進委員協議会久世支部
南区身体障害者団体連合会
京都手をつなぐ育成会南支部
南区小学校PTA連絡協議会
南区中学校PTA連絡協議会
南区保育園長会
南区「はぐくみ」ネットワーク実行委員会
下京西部医師会
下京東部医師会
京都市南歯科医師会
南区地域経済懇話会
京都中央農業協同組合
京都市農業協同組合上鳥羽支部
在日本大韓民国民団京都府南支部
在日本朝鮮人総聯合会京都府西支部
一般社団法人京都中小企業家同友会南支部
南区役所